

特定秘密指定管理簿

指定の整理番号	指定をした年月日	指定に係る特定秘密の概要	法別表のいずれの事項に関するものであるかの別	当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職	法3条2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別	法3条3項の規定により同条2項1号に掲げる措置を講じた旨	指定の有効期間					解除		備考
							有効期間が満了する年月日	有効期間を延長した旨	延長後の指定の有効期間	(延長後の)有効期間が満了する年月日	有効期間が満了した旨	当該指定を解除した旨	解除した年月日	
14G-201412-001-2-001	平成26年 12月26日	平成23年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星(以下「IGS」という。)等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(当該個別具体の対象が明らかになるものに限る。)並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(IGSの識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。)であって、平成26年12月26日までに経済産業省が内閣官房から提供を受けていたもの	2号二	製造産業局長	同項第1号(電磁的記録であって同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は同項第2号)		平成31年 12月25日							
14G-201412-002-2-002	平成26年 12月26日	平成24年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星(以下「IGS」という。)等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(当該個別具体の対象が明らかになるものに限る。)並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(IGSの識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。)であって、平成26年12月26日までに経済産業省が内閣官房から提供を受けていたもの	2号二	製造産業局長	同項第1号(電磁的記録であって同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は同項第2号)		平成31年 12月25日							
14G-201412-003-2-003	平成26年 12月26日	平成25年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星(以下「IGS」という。)等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(当該個別具体の対象が明らかになるものに限る。)並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(IGSの識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。)であって、平成26年12月26日までに経済産業省が内閣官房から提供を受けていたもの	2号二	製造産業局長	同項第1号(電磁的記録であって同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は同項第2号)		平成31年 12月25日							
14G-201412-004-2-004	平成26年 12月26日	平成26年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関し、我が国政府の運用する情報収集衛星(以下「IGS」という。)等により画像情報を収集し、又は分析する個別具体の対象並びにIGS等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(当該個別具体の対象が明らかになるものに限る。)並びに同年中に内閣衛星情報センターがIGSを用いて収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報(IGSの識別能力を正確に察知され得ないようにしたものを除く。)であって、平成26年12月26日までに経済産業省が内閣官房から提供を受けていたもの	2号二	製造産業局長	同項第1号(電磁的記録であって同項第1号に掲げる措置によることが困難な場合は同項第2号)		平成31年 12月25日							